

佐賀大学農学部附属資源循環フィールド科学教育研究センター規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学規則（平成16年4月1日制定）第23条第2項の規定による佐賀大学農学部附属資源循環フィールド科学教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、農学部の附属教育研究施設として、フィールド科学に関する教育研究を推進するとともに、農学の知的・技術的情報の発信及び技術研修会等の普及活動を通して、地域社会に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生に対する教育及び研究指導に関すること。
- (2) フィールド科学に基づく循環型農業の研究に関すること。
- (3) 農学の知的・技術的情報（特許等を含む。）の収集・発信に関すること。
- (4) 公開講座、技術研修会等の普及活動に関すること。
- (5) 産官学共同研究等の地域連携の企画調整に関すること。
- (6) その他センターの管理運営に関すること。

(分野)

第4条 センターに、専門分野として、循環型農業推進分野、遺伝資源活用推進分野及び地域連携推進分野を置く。

- (1) 循環型農業推進分野では、有機農法・自然農法に関する教育研究を行う。
- (2) 遺伝資源活用推進分野では、地域環境に適した品種の育成に関する教育研究を行う。
- (3) 地域連携推進分野では、地域社会資源の再生と共生に関する教育研究を行う。

2 各分野は、連携してセンターの業務を行う。

(フィールド)

第5条 教育研究を実地に行うフィールドは、下和泉フィールド（佐賀市久保泉町下和泉）、川久保フィールド（佐賀市久保泉町川久保）及び本庄フィールド（佐賀市本庄町本庄）とする。

(職員)

第6条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター専任教員
- (4) 兼任教員
- (5) 技術職員
- (6) その他必要な職員

(センター長)

第7条 センター長は、農学部教授をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 センター長の選考については、別に定める。

(副センター長)

第8条 副センター長は、センターの教授又は准教授をもって充てる。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センターの業務を整理する。
- 3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 副センター長は、センター長の推薦により農学部長が選考し、学長が任命する。
- 5 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任教員)

第9条 兼任教員は、センターの業務を補助するものとする。

- 2 兼任教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 兼任教員は、学科長の推薦に基づき農学部長が命ずる。
- 4 兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第10条 センターに、その管理運営に関する重要な事項を審議するため、センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営及び年次計画に関すること。
- (2) センターに係る教育、研究に関すること。
- (3) センターの予算に関すること。
- (4) 副センター長の選考に関すること。
- (5) その他センターの管理運営に関する重要事項

(組織)

第12条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各学科から選出された者 各1人
- (4) センター長が必要と認めた者 若干人
- (5) センター専任教員
- (6) 農学部事務長

- 2 前項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 第1項第3号又は第4号の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残

任期間とする。

(委員長)

第13条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副センター長が、その職務を代行する。

(議事)

第14条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第15条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(実習教育企画部)

第16条 センターに、学生の実習教育、フィールド科学に関する教育研究及び地域社会との連携に関する企画・調整を行うため、実習教育企画部を置く。

2 実習教育企画部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) センター長

(2) センター専任教員

(3) 各分野から選出された兼任教員 各1人

(地域連携協議会)

第17条 センターに、技術研修会等の普及活動の推進、農学の知的・技術的情報の収集・発信、地域の意見等の把握その他地域との連携を図るため、地域連携協議会を置く。

2 地域連携協議会の組織及び運営については、別に定める。

(技術部)

第18条 センターに、センターの教育研究を支援するため、技術部を置く。

2 技術部の組織及び運営に関しては、別に定める。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し、必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月22日改正)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月31日改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。